

# 兵庫県公報

平成29年3月31日 金曜日 第4号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 防災街区整備事業組合の解散認可（市街地整備課）	1
○ 平成21年兵庫県告示第427号の3（収入証紙条例施行規則に規定するその他の証明手数料）の一部改正（会計課）	1
<b>教育委員会規則</b>	
○ 兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	1
<b>教育長訓令</b>	
○ 兵庫県立学校処務規程の一部を改正する訓令	2

## 公布された法令のあらまし

- 兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第7号）  
平成29年度の事務執行体制の整備を図るため、所掌事務等について所要の整備を行うこととした。

## 告 示

### 兵庫県告示第397号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第163条第4項の規定により、加古川市寺家町周辺地区防災街区整備事業組合の解散を認可した。

平成29年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三



### 兵庫県告示第398号

平成21年兵庫県告示第427号の3（収入証紙条例施行規則に規定するその他の証明手数料）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から適用する。

平成29年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

16を17とし、17の前に16として次のように加える。

- 16 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る通知に関する事、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けていること及び建築物のエネルギー消費性能基準に適合している旨の認定等を受けていること。

## 教育委員会規則

兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

兵庫県教育委員会  
教育長 高井芳朗

### 兵庫県教育委員会規則第7号

#### 兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

兵庫県教育委員会行政組織規則（昭和58年兵庫県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第10条第2号中「授業料」を「授業料等」に改め、同条第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 児童及び生徒の就学支援に関すること。

(4) 奨学金に関すること。

第10条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同条に次の1号を加える。

(10) 公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会に関すること。

第12条第13号を削る。

第70条の4中「3課」を「2課」に、「総務課  
情報管理課」を「総務課」に改める。

第70条の7を次のように改める。

第70条の7 削除

第70条の8に次の5号を加える。

(7) 県立人と自然の博物館における情報管理システムの整備に関すること。

(8) 自然、生命及び環境に関する情報の管理に関すること。

(9) 文献、図表、写真、フィルム、テープ等の資料の整理及び保管に関すること。

(10) 情報機器の管理に関すること。

(11) 情報機器の利用に関する指導及び助言に関すること。

第70条の22中「県立考古博物館」の右に「の本館」を加え、同条に次の1項を加える。

2 加西分館に、事業課を置く。

第70条の27の次に次の1条を加える。

(事業課の事務)

第70条の28 事業課においては、第70条の26各号及び第70条の27各号に掲げる事務（加西分館に関するものに限る。）のほか、観覧料の収納に関する事務をつかさどる。

第79条の4を第79条の5とし、第79条の3を第79条の4とし、第79条の2を第79条の3とし、第79条の次に次の1条を加える。

第79条の2 分館を設置する教育機関に、分館長を置く。

2 分館長は、館長の命を受け、分館の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する。

3 分館長は、非常勤とすることができる。

第80条第2項中「館長補佐」の右に「及び分館長補佐」を加え、同条第4項中「及び館長補佐」を「館長補佐及び分館長補佐」に、「又は園長」を「園長又は分館長」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

## 教 育 長 訓 令

### 兵庫県教育長訓令第1号

本 庁  
県 立 学 校

兵庫県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

兵庫県教育長 高 井 芳 朗

#### 兵庫県立学校処務規程の一部を改正する訓令

兵庫県立学校処務規程（昭和44年兵庫県教育長訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

第4条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 高校生等奨学給付金の支給を決定すること。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。